

施設見直し計画における指定管理者導入手法の変更について

対象施設

- ・ 荒川いこいの家
- ・ 老人いこいの家寿山荘
- ・ 老人福祉センター「あかまつ荘」

変更内容

「荒川いこいの家」及び「寿山荘」については平成23年4月から、「あかまつ荘」については平成24年4月から、ともに村上市社会福祉協議会を限定指定した指定管理者の導入を予定していたが、社会福祉協議会からの「指定管理者受託不可能」との回答から、「一般公募」により指定管理者の募集を行う。

変更の経緯

昨年度、「荒川いこいの家」及び「寿山荘」については、施設見直し計画に基づき、村上市社会福祉協議会を限定指定とした指定管理者導入を行うため協議を進めてきたが、社会福祉協議会から「当協議会の能力（ノウハウ）を超えた内容があり、指定管理受諾する上で不安な点が多々あり、現段階では受託不可能」と回答を受けた。

これにより行革本部会議での協議では、「引き続きして指定管理者受諾の協議をすすめていくものの、一般公募も検討する」こととしていたが、担当課（介護高齢課）で指定管理者としての業務を整理するなど、改めて社会福祉協議会に指定管理者の受諾を協議したところ、文書により「受託不可能のため辞退」の回答（別添）があった。

よって、施設見直し計画で示した「限定指定」での指定管理者導入は行わず、「一般公募」による指定管理者の募集を行うこととしたもの。

なお、「あかまつ荘」についても平成24年4月から社会福祉協議会を限定指定した指定管理者導入を計画していたことから、この度の協議の中で意向を確認したものの、「荒川いこいの家」及び「寿山荘」と同じ回答であったことから、計画変更を行うものです。

今後の予定

- | | |
|------|------------------|
| 9月 | 一般公募 |
| 10月 | 選定委員会 |
| 12月 | 議会議決（指定及び債務負担行為） |
| 翌年4月 | 指定管理者による業務開始 |